委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	久御山町	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	番 94-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kumiyama.lg.jp/soshiki_view.php?so_cd1=1&so_cd2=2&so_cd	

執行機関名 久御山町長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	久御山町老人医療費の支給に関する条例(昭和47年久御山町条例第22号)による受給資格認定に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		久御山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 久御山町老人医療費の支給に関する条例(昭和47年久御山町条例第22号)による受給資格認定に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	久御山町老人医療費の支給に関する条例(昭和47年久御山町条例第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>老人のうち必要とする医療が容易に受けられない老人</u> に対し 医療費を支給することにより老人の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		久御山町老人医療費の支給に関する条例(昭和47年久御山町条例第22号) 久御山町老人医療費の支給に関する条例施行規則(昭和54年久御山町規則第2 号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	久御山町老人医療費の支給に関する条例(昭和47年久御山町条例第22号)第2条		
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事 実についての審査に関する事務	老人医療の支給の受給資格認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 口	久御山町老人医療費の支給に関する条例(昭和47年久御山町条例第22号)第2条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該申請者の配偶者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				